



第 3 章 災害にあったとき

災害で損害を受けたとき

担当
部署

医療保険課
求償担当

☎ 03-5320-7328 (内線57-236)

✉ s9000064@section.metro.tokyo.jp

1 | 災害見舞金 (地方公務員等共済組合法第73条)

1 支給要件

災害によって、組合員の住居、家財に損害を生じ、その損害の程度が次ページの「災害見舞金支給基準表」のいずれかに該当する場合に支給されます。なお、別居の被扶養者が住んでいる住居についても支給されます。

2 災害の範囲と支給金額等

区 分		災 害 見 舞 金
災 害 の 範 囲		洪水、津波、地震、火災、落雷、地割れ、竜巻、台風、豪雨による浸水、がけ崩れ等、主として、自然現象による災害をいいます。
住 居 ・ 家 財 の 範 囲		<p>住居 組合員が現に生活の本拠として居住している建物をいい、自家、借家、借間、公営住宅、職員住宅の別を問いません。 なお、門、塀、垣根、倉庫、物置、納屋及び車庫は対象外とします。</p> <p>家財 住居以外の社会生活上必要な一切の財産をいいますが、山林、田畑、宅地、貸家等の不動産や現金、預貯金、有価証券等は含まれません。車両は1台のみ対象です。また、家畜及び日常使用する衣類・生活雑貨等の比較的低廉な物は対象外とします。</p>
支 給 金 額		<p>損害の程度に応じた月数[*] × 標準報酬月額</p> <p>[*] 次ページ「災害見舞金支給基準表」参照 (支給限度月数：3か月) 住居及び家財の両方に損害があったときは、それぞれについて計算した額の合計額が支給されます。</p>
支 給 方 法	1 振 込 日	<p>毎月 5 日までに当共済組合において収受・決定したものは原則として当月 25 日</p> <p>毎月 20 日までに当共済組合において収受・決定したものは原則として翌月 10 日 (金融機関が休みのときは、翌営業日)</p>
	2 振 込 先	届出済みの組合員の個人口座です。個人口座を届け出していない場合は所属口座となります。振込口座が不明な場合は、所属所(勤務先)の共済事務担当者にお問合わせください。
時 効		災害によって、組合員の住居、家財に損害が生じた日の 翌日から 2 年間請求しなかったときは 、時効によって給付を受ける権利を失います。
請 求 手 続 等	1 災 害 速 報 の 提 出	「 災害速報 」によって、所属所(勤務先)の共済事務担当者を経由して速やかに届け出てください。
	2 現 地 調 査	提出された「 災害速報 」に基づき、当共済組合が現地調査を行います。
	3 請 求 手 続	現地調査後に、所定の請求書と添付書類(1 から 6) を、所属所(勤務先)の共済事務担当者を経由して提出してください。

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク(03-6258-0685)にお問合わせください。

区 分	災 害 見 舞 金
請 求 書 類	災害見舞金請求書（様式第16号）
添 付 書 類	1 り災証明（家屋）（市区町村長又は消防署等で証明したもの）（原本） 2 動産り災証明（申告によって消防署等で証明したもの）（原本） 3 被害状況明細書 4 損害内訳書（住居・家財） 5 建物平面図（要面積表示） 6 り災写真、新聞記事、世帯全員の住民票謄本（原本 [※] ）、登記簿謄本（原本 [※] ）又は賃貸借契約書（写し）等が必要です。 ※ 原本は確認後、速やかに返却します。
備 考	地方公務員等共済組合法第108条（給付制限）に該当する場合は、支給の対象となりません。

* 災害見舞金は、非課税です。

◆ 災害見舞金支給基準表

損 害 の 程 度	月数 ^{※2}
1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	3 か月
1 住居及び家財の1/2以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	2 か月
1 住居及び家財の1/3以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の1/2以上が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき 5 浸水により平屋建の家屋 ^{※1} （家財を含む。）が損害を受け、その損害の認定が困難なときで、浸水の程度が床上120cm以上のとき	1 か月
1 住居又は家財の1/3以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3 浸水により平屋建の家屋 ^{※1} （家財を含む。）が損害を受け、その損害の認定が困難なときで、浸水の程度が床上30cm以上のとき	0.5 か月

※1 二階建（一階のおおむね3分の2以上が住居である場合に限る。）も平屋建に準じて取り扱います。

※2 月数は、標準報酬月額に乗じる数値です。

● 注意事項 ●

漏水による被害は対象外となります。

2 | 災害のために欠勤したとき（地方公務員等共済組合法第70条第1項第3号）

復旧作業等のため欠勤し、給料の全部又は一部が支給されないときは、「休業手当金」の支給対象となります。第1章の「休業したとき（休業手当金）」を参照してください。

災害で死亡したとき

担当
部署 医療保険課
求償担当

☎ 03-5320-7328 (内線57-236)

✉ S9000064@section.metro.tokyo.jp

3 | 弔慰金・家族弔慰金（地方公務員等共済組合法第72条）

災害によって死亡した場合は、当共済組合の弔慰金・家族弔慰金を請求できます。
災害発生後、速やかに当共済組合及び所属所（勤務先）の共済事務担当者に連絡してください。

1 支給要件と支給金額

区 分	弔 慰 金	家 族 弔 慰 金
支 給 要 件	災害によって、組合員が死亡したとき	災害によって、被扶養者が死亡したとき
支 給 金 額	標準報酬月額	標準報酬月額 × 70 / 100

2 災害の範囲、必要書類、支給方法等

区 分	弔 慰 金 ・ 家 族 弔 慰 金
災 害 の 範 囲	洪水、津波、地震、火災、落雷、地割れ、竜巻、台風、豪雨による浸水、がけ崩れ等、主として、自然現象による災害をいいますが、その他の予測し難い事故 [※] も含まれます。
請 求 書 類	弔慰金・家族弔慰金請求書（様式第23号）
添 付 書 類	1 死体検案書（写し）〔死体検案書が発行されない場合は、死亡診断書（写し）〕 2 事故報告書 3 交通事故の場合は、交通事故証明書（原本） 4 新聞記事
支 給 方 法	1 振込日 毎月 5日までに 当共済組合において收受・決定したものは原則として 当月 25日 毎月 20日までに 当共済組合において收受・決定したものは原則として 翌月 10日 （金融機関が休みのときは、翌営業日） 2 振込先 届出済みの組合員の個人口座です。個人口座を届け出していない場合は所属口座となります。振込口座が不明な場合は、所属所（勤務先）の共済事務担当者にお問合せください。
時 効	災害によって死亡した日の翌日から2年間請求しなかったときは、時効によって給付を受ける権利を失います。（地方公務員等共済組合法第144条の23）
備 考	地方公務員等共済組合法第108条（給付制限）に該当する場合は、支給の対象となりません。

※「その他の予測し難い事故」であるかについては、次の要件の全てに該当するかどうかを検討して判定します。

- ① その事故による死亡の要素が、客観的に見て、予想し難い不慮の事故であること。
- ② その事故の直後に、医療効果が得られないような状態で死亡したものであること。
- ③ その事故による死亡が、原則として、他動的原因に基づくものであること。

* 弔慰金・家族弔慰金は、**非課税**です。

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。